

遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント
(2024年3月)

【共通】

1. 車内や運転者の自宅で遠隔点呼や自動点呼を実施できるようになるのですか。

○改正後の告示第4条第3号及び第8条第2号に基づき、遠隔点呼や自動点呼の要件を満たすことで、自動車の車内や待合所、宿泊施設その他これらに類する場所（運転者の自宅も含む。）として、実施が可能になります。

2. 通信障害やサーバーダウンにより機器による点呼が行えない場合はどうしたらよいのでしょうか。

○乗務「前」に障害でインターネットが通じず、遠隔もしくは対面の点呼ができない場合は、安全性の観点から、決して乗務を行わないでください。

○乗務中に通信障害等が発生して乗務を終了する場合、乗務「後」の点呼は、機器が使えない場合に限り電話での実施で構いません。この場合、運転者が所属する営業所の運行管理者や補助者のみ点呼が実施できます。なお、電話も障害で通じない場合は、ドライバー名、日時、自動車のナンバー、アルコール検知器の測定結果、運行状況をドライバーが記録し、障害復旧し次第、自身が所属する営業所の運行管理者等に送付し、営業所においてはその記録を、点呼記録と同期間保存するようお願いいたします。

【遠隔点呼】

3. 遠隔点呼を実施したいのですが、どのような機器を購入すれば良いのでしょうか。

○各事業者様で告示第5条の条件を満たすことを確認し、機器を選定ください。なお、遠隔点呼はパソコンやアルコール検知器等のベーシックな機器の組み合わせでも実施できることから、機器認定は行っておりません。

4. 遠隔点呼機器を設置する施設・環境要件として、運転者の顔等を随時明瞭に確認できる環境照度の確保が求められていますが、具体的に何ルクス以上とすれば良いですか（第6条第1号関係）。

○具体的な定量基準は設けていません。遠隔点呼を実施する際に、運行管理者等が運転者の状況を随時明瞭に確認できるように環境照度を設定してください。

5. 遠隔点呼機器を設置する施設・環境要件として、監視カメラの天井への設置など、なりすまし防止対策を求めてきましたが、今回の改正で何が変わったのですか。(第6条第2号関係)。

○これまでどおり、アルコールチェック時のなりすましがどうか運行管理者等が確認することは変わりませんが、遠隔点呼実施場所への監視カメラの設置を必須としていた施設要件について、今般の改正により、監視カメラを設置せずとも、「アルコール検知機使用時の」運転者や周囲の様子が確認できれば、クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを使用することが可能になります。

6. 監視カメラなど(クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを含む)で撮影した動画はリアルタイムで確認する必要があるのでしょうか。事後の確認でも良い場合、全部の動画を等倍速で確認しなければいけないのですか。

○必ずしもリアルタイムでなくても、遠隔点呼中に「随時」確認できれば問題ありません。なお、アルコールチェックを遠隔点呼の直前に実施する場合には、アルコールチェック時の周囲の様子を記録した動画を遠隔点呼中に確認することは可能です。

7. 遠隔点呼を車内等で実施する際、実施地点をあらかじめ定め、またそこで遠隔点呼が実施されていることを確認する必要があるのですか(第7条第11号関係)。

○運行管理者の指示に基づいた点呼を行う観点から、車内や宿泊所や運転者が遠隔点呼を実施する場所について、どこで実施するのか、あらかじめ運行管理者と運転者で相談し定めておくようにしてください。

例) あらかじめ定める地点: 武三区域内の車内

点呼後の実施場所の記録: ○○県××市の車内(※)

(※)改正後の「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」第24条(3)④を参照

○その上で、遠隔点呼時には、あらかじめ定めた場所で実施されているか、監視カメラやドライブレコーダー、スマートフォンのGPS等を使い確認をお願いします。

【自動点呼】

8. 自動点呼を実施したいのですが、どのような機器を購入すれば良いのでしょうか。

○国土交通省で認定した自動点呼機器をご利用ください。

※国土交通省認定機器: <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001718834.pdf>

9. 自動点呼は業務前では実施不可でしょうか。

○業務前の点呼は、安全性の面から運行の可否を判断するものであり、より高い要件が求められることから、実証事業を行い、その制度化に向け鋭意検討しているところです。したがって、業務前の自動点呼は実施できません。

※国土交通省認定機器：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001718834.pdf>

10. 自動点呼機器を設置する施設・環境要件として、監視カメラの天井への設置など、なりすまし防止対策を求めてきましたが、今回の改正で何が変わったのですか（第10条関係）。

○これまでどおり、自動点呼時のなりすましがいないか運行管理者等が確認することは変わりませんが、自動点呼実施場所への監視カメラの設置を必須としていた施設要件について、今般の改正により、監視カメラを設置せずとも、自動点呼を受ける際の運転者や周囲の様子が確認できれば※、クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを使用することが可能になります。

※自動点呼を受ける一連の流れを動画で運行管理者等が確認できること。自動点呼時に運行管理者が不在であれば、録画して後日運行管理者が確認できるようにしておくこと。なお、事後の動画による確認は等倍速でなくても、明瞭に確認することができれば問題ありません。

11. 監視カメラなど（クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを含む）で撮影した動画はリアルタイムで確認する必要があるのでしょうか。事後の確認でも良い場合、全部の動画を等倍速で確認しなければいけないのですか。

○動画については、点呼の実施中又は実施後のいずれかで確認できれば問題ありません（自動点呼実施時は運行管理者等が不在の場合が想定されるため、録画して事後確認するケースが多いと思います）。事後に確認する場合は、等倍速でなくても、明瞭に確認することができれば問題ありません。

12. これまで自動点呼機器が持ち出されないよう、営業所にワイヤーロック等でくくりつけていましたが、今後はこのような措置が不要となるのですか（第11条第3号及び第12号関係）。

- 営業所又は車庫で業務後自動点呼を行う場合は、従前と同様、自動点呼機器が持ち出されないよう必要な措置を講じることが必要ですが、車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所で行う場合は、自動点呼機器をワイヤーロック等でくくりつけるなどの対応は不要です。ただし、あらかじめ定めた場所で業務後自動点呼が行われているか、業務後自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認する必要があります。
-